

記入例

施設等利用給付認定(1号[幼稚園教育部分])兼給付申請書 施設等利用給付認定(2号[保育])申請書

裏面の【申請にあたって同意していただく事項】に同意した上で、施設等

令和5年4月1日
時点の年齢を記入
してください。

ここに記入された保護者
あてに、通知書等が届き
ます。

令和4年1月1日の居住地が宇美
町以外だった場合は、その時
の住所（市区町村名まで）を
記入してください。

申請時点での状
況を記入してく
ださい。

申請日		令和 4 年 10 月 1	
認定希望日（施設利用開始日）		令和 5 年 4 月 1 日	
子ども申請	ふりがな	うみ たろう	
	氏名	宇美 太郎	
	性別	男	女
	生年月日	平成	2 年 5 月 2 日
(3 歳児) 令和5年4月1日現在の年齢			
住所	〒	811-0000	
	宇美町	宇美5丁目1番1号	
保護者	ふりがな	うみ いちろう	
	氏名	宇美 一郎	
	申請 子どもとの 続柄	父	生年月日
			昭和 平成
			2 年 5 月 5 日
日中の連絡先（電話番号）* 確実に連絡の取れる順に記入して下さい。			
①	080-0000-0000	父携帯・母携帯 父勤務先・母勤務先 自宅・その他（ ）	②
			080-0000-1111
			父携帯・母携帯 父勤務先・母勤務先 自宅・その他（ ）

令和5年1月1日現在の住所	(父)	<input checked="" type="checkbox"/> 現住所と同じ	(母)
令和4年1月1日現在の住所	(父)	<input checked="" type="checkbox"/> 現住所と同じ	

申請子ども以外の同居者を全員記入してください。

申請子ども の保護者 及び同居者	ふりがな 氏名	性別	申請子ども との続柄	大正 昭和 平成 令和	生年月日	職業	要介護認定又は 障害者手帳
	うみ いちろう 宇美 一郎	男・女	父	平成 令和	2 年 5 月 5 日	会社員	<input type="checkbox"/> 有
	うみ はなこ 宇美 花子	男・女	母	平成 令和	5 年 8 月 8 日	会社員	<input type="checkbox"/> 有
	うみ じろう 宇美 次郎	男・女	兄	平成 令和	26 年 6 月 6 日	〇〇小学校3年	<input type="checkbox"/> 有
	うみ みどり 宇美 みどり	男・女	妹	平成 令和	2 年 2 月 2 日	〇〇保育園	<input type="checkbox"/> 有
		男・女		平成 令和	年 月 日		<input type="checkbox"/> 有

別居している保護者等がいる場合は記入してください。（単身赴任等）

ふりがな 氏名	性別	申請子ども との続柄	大正 昭和 平成 令和	生年月日	要介護認定又は 障害者手帳
	男・女		平成 令和	年 月	<input type="checkbox"/> 有
	男・女		平成 令和	年 月 日	<input type="checkbox"/> 有

※ 2・3号申請は保育の必要性を確認する書類が必要です。

(認定状況)

※職員記入欄

月 日	<input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号
月 日	<input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号
月 日	<input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号

施設受理日	町受理日

【申請にあたって同意していただく事項】

1. 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の市町村民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
2. 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
3. 子ども・子育て支援法第30条の1第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
4. 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
5. 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
6. 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

※ 預かり保育事業とは、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、①平日、教育時間を含み提供時間数が8時間未満または②年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設を含みます。

※ 第3号認定は、町民税非課税世帯の場合に該当します。